

仕 様 書

1 契約件名 保管倉庫棚用足場一式賃貸借契約

2 借入物品及び契約の内容

- (1)借入物品 棚用足場 一式
- (2)数 量 84組（踏板4層（D400mm×W1,800mm×2面））
- (3)調達の範囲 借入物品及びその設置に必要な部材、搬入、組立・設置、調整を含む。
- (4)配置・形状 配置及び形状等は、別紙「設置計画図」を参照すること。
- (5)使用用途 棚用足場の踏板上に書籍を収納した段ボール（35冊程度/箱）を保管
- (6)賃貸借期間 令和6年11月15日から令和8年7月31日まで

3 設置場所

愛媛県松山市空港通6丁目13-5 吉田浜資材倉庫内

4 設置期限

上記2（6）の賃貸借期間の初日までに、借入物品を納入し、使用可能な状態に調整した上で、発注者の使用に供すること。

5 搬入・設置

- (1)作業の実施に際して、物品及び建物施設等を損傷しないよう十分注意し養生すること。
なお、損傷を与えた場合には、受注者の責任において弁償もしくは原状に回復すること。
- (2)設置作業等で発生した部材梱包材や養生材等は、受注者が責任をもって回収すること。
- (3)棚用足場の据付、調整は受注者が実施し、正常に使用できることを確認すること。また、据付に際し、アンダーベースを設置するなどして、施設床面に損傷を与えないようにするとともに、筋交を設置し、棚用足場の安定性・耐震性の強化を図ること。
- (4)受注者は、作業の実施に当たっては必要な関係法令を遵守し、第三者のほか受注者の従業員及び発注者の職員等の安全確保に万全を期するとともに、安全作業に努め、事故の絶無を期すること。なお、災害及び事故が発生した場合は、速やかにその内容を発注者に報告し、指示を受けること。

6 指揮監督

受注者は、作業従事者に対する指揮監督を行う業務責任者を置くこと。発注者は、本作業の実施にあたる連絡調整は業務責任者との間で行うこととし、業務責任者は、発注

者の指示等を確実に全作業従事者に伝えるとともに、その責任において作業従事者の指揮監督及び作業を行うこと。

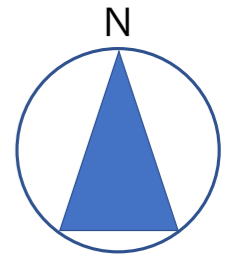
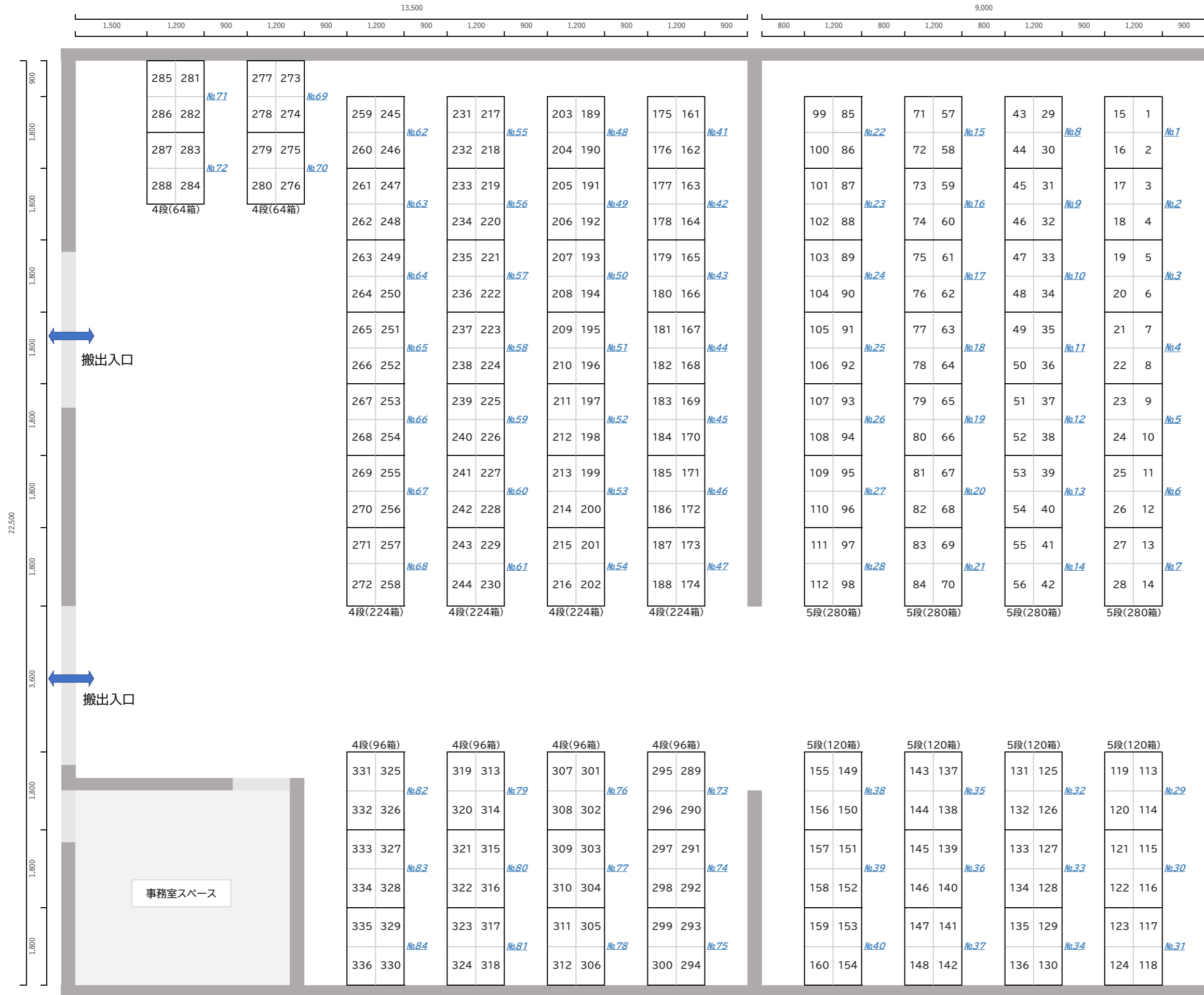
7 賃貸借期間満了時における借入物品の取り扱い

- (1)発注者は、契約期間が満了したときまたは契約解除により契約が終了したときは、使用している借入物品を設置場所において現状のまま速やかに受注者に返還する。
- (2)受注者は、返還を受けた借入物品を受注者の負担において速やかに撤去すること。

8 その他

- (1)受注者は作業を円滑に実施するため、契約締結後速やかに発注者と協議の上、詳細な作業日程表を提出し、作業実施手順を打合せること。
- (2)受注者は、作業の内容及び不測の事態もしくは事故が発生した場合には、速やかにその内容等を発注者に報告し、指示に従い解決を図り、その経過を報告すること。
- (3)受注者は、借入物品の設置後、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、自らの負担において当該物品を修補し、又は代品を速やかに設置すること。
- (4)本契約を遂行する上で役務内容、仕様もしくは条件に疑問点や変更が生じた場合、または仕様書に記載のない内容については、直ちに受注者と発注者で協議し、解決に向けて最善の努力を行うこと。

設置計画図(吉田浜資材倉庫内)



棚用足場設置イメージ図

